

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第13号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表424の10の項中

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分</p>
--	---

を

に改め、同表424の11の項中

--

の欄に掲げる  
区分に応じ、  
それぞれ金額  
の欄に掲げる  
額を合算した  
額とする。

--

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それ

手数料を併せて納付するものとする。

ぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

2 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に

を

に改め、同表489の項中

掲げる額を合算した額とする。

3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、前項の規定を適用して算定する。

1,550円	1,550円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 481 941 952">道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td data-bbox="949 481 1029 952">1件につき</td> <td data-bbox="1037 481 1236 952">1,750円</td> </tr> </table>	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円			
1,900円	<p>1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この項において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 963 941 1433">道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td data-bbox="949 963 1029 1433">1件につき</td> <td data-bbox="1037 963 1236 1433">1,900円</td> </tr> </table>	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円
道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円			

道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）

道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円

に、

を

」

「

道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）

」

に、

「

1,900円
1,500円

」

を

「

1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）
1,500円

」

に、

1,700円
1,900円

1,700円
1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）

を

に改め、同表491の項中



<p>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）</p>
-------------------------------	--------------	---

を

」

「

<p>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p>	<p>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,700円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）</p>
	<p>その他の者に対する交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の</p>

に改め、同表492の項中「3,500円」を「2,250円」

		免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
--	--	--

」

に改め、同表498の3の項中「第104条の4第6項」の次に「(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表500の項中「(昭和35年政令第270号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表424の10の項及び424の11の項の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日
- (2) 別表489の項、491の項、492の項、498の3の項及び500の項の改正規定 令和元年12月1日